

第2章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和3年度の処理状況

令和3年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件と3年度に新たに受け付けた1件の計2件であり、翌年度に繰り越された（表8）。

表8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和3年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	
沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	R 3. 8. 6	
合 計	2 件	0 件

(2) 係属中の事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からなされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かか

る処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人が自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項に基づき届け出た掘採行為に対し、令和3年5月14日付けで、同法第33条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

(イ) 申請の概要

令和3年8月6日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た沖縄県糸満市米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日に申請人に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき四つの措置の実施を命じたが、かかる処分は、同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるとき」に該当せず、違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審理期日を開催するなど、手続を進めている。

(3) 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

ア 最高裁判所令和3年（行ツ）第161号裁定取消請求上告事件及び最高裁判所令和3年（行ヒ）第208号裁定取消請求上告受理事件

(ア) 裁定事件の概要

岡山県で採石業を営む会社である申請人から、中国経済産業局長（原処分庁）による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分の取消しを求めて裁定の申請があり、委員会（裁定委員会）は、令和元年10月23日、更新決定をするだけの社会公共の利益が認められないとして、当該申請を棄却する裁定を行った。

(イ) 取消訴訟の概要・経過

申請人（原告）は、上記裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所にその取消しを求める訴えを提起したところ（東京高等裁判所令和元年（行ケ）第57号事件）、同裁判所は、本件訴訟について審理の結果、令和3年2月18日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

原告は、同判決に対し、上告するとともに上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、令和3年11月5日、上告を棄却するとともに上告審として受理しない決定をした。

(4) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正

ア 押印の見直し関係

国民や事業者等に押印を求めている行政手続について検討を行い、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、第204回国会において、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が令和3年5月12日に成立し、5月19日に公布され、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の改正部分について9月1日に施行された。

また、本改正の施行に伴い、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第3号）が令和3年8月30日に公布され、9月1日に施行された。

イ 刑法改正関係

上述第1章4(1)と同様に、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の改正を含む「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」が令和4年3月に第208回国会に提出された。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和3年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された5件と3年度に新たに受け付けた10件の計15件である。このうち、8件が令和3年度中に処理され、残りの7件は翌年度に繰り越された。令和3年度に係属した15件のうち、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案が14件、採石法に基づく採石権設定の決定に関する承認を求める事案が1件となっている。